

京大広報

No. 81

京都大学広報委員会

学内正常化のためならびに入学試験の実施のためにとられた一連の措置について

1. 2月21日の評議会について

本学では、学内正常化はかねてから考えられてきたことであるが、現在学内には、昨年来一部学生らにより封鎖・占拠されているいくつかの施設があって、大学の業務の正常な遂行に支障をきたしており、当面これらの施設の封鎖・占拠を解除する必要に迫られていた。このため総長は、2月21日の評議会において「解除するには、なるべく説得によりたいが、場合によっては警察の援助を必要とすることもあること」、また、諸般の状況を考慮して、現状では警備なしには入試を支障なく実施する見込みがたたないとして、「入試の実施のため警察への警備要請もあり得ること」の承認を得た。あわせて、封鎖・占拠の解除が入試時期に切迫しても、それは入試のためのみではなく、学内正常化のためであって、入試の警備とは別個であるから、「警察要請の時期、方法などについては、部局長会議の意見をきいたうえ決定したいので、総長に一任すること」の了承を得た。

2. 2月26日の掲示について

総長は、あくまで自主解除の実現に期待をかけ、部局長会議の意見をきいたうえ、2月26日次の掲示を出した。

(掲示第2号)

現在学内では、多くの施設で封鎖・占拠が行なわれている。これに対して従来それぞれの部局長から解除・退去の警告が発せられてきたにもかかわらず、なおこのような不法な行為が

とを絶っていない。

入試を含む大学の業務の正常な遂行に多大の支障をきたすこのような行為は、もはやこれ以上看過し難い。すみやかに封鎖・占拠を解き、今後かかる行為を行なわないよう改めて厳重に警告する。

昭和48年2月26日

京都大学総長 前田 敏男

3. 封鎖・占拠の解除について

総長は、期待をかけた掲示第2号の警告による自主解除が行なわれないため、最小限の警察力の援助のもとに封鎖・占拠を解除することもやむを得ないことの判断に達し、部局長会議の意見をきいたうえ、そのために必要な手続をとることとした。

なお、2月28日現在、学内で封鎖・占拠されている施設は、文学部、経済学部、薬学部、工学部、農学部、教養部および学生部の各部局の建物の一部であった。

- (1) 2月28日午後8時過ぎ、封鎖・占拠している学生らに対し、総長の退去命令を封鎖・占拠されている場所の近くに掲示するとともにその周辺で放送した。

(掲示)

本学建物を封鎖・占拠している諸君は、ただちに封鎖・占拠を解き、本学敷地外に退去しなさい。

昭和48年2月28日午後8時

京都大学総長 前田 敏男

(放送)

私は、京都大学総長です。

本学建物を封鎖・占拠している諸君は、

ただちに封鎖・占拠を解き、本学敷地外に退去しなさい。

- (2) 3月1日午前7時過ぎ、本学の教職員によりバリケードの撤去、封鎖の解除が始められたが、妨害もなく同9時頃までに終了した。この間機動隊は、本学周辺で待機し、構内には立入らなかった。

4. 入学試験の実施にあたってとられた措置について

3月3日から3月5日までの3日間にわたって行なわれる入学試験の実施のためには、現在の学内状態では、構内立入制限等の警備体制をとる必要があると考え、部局長会議の意見をきいたうえ、次の措置をとることにした。

(1) 構内立入制限等

ア. 2月27日午後4時頃、次の掲示を出して、3月1日午前零時から3月6日午前7時までの間、構内立入制限、夜間残留制限等の措置(3ページ参照)をした。

(掲示)

入学試験を支障なく行なうために次の措置をとらざるを得なくなりました。

本学教職員、院生、学生およびその他の本学関係者諸氏の理解と協力をお願いします。

1. 3月1日午前零時から3月6日午前7時までの間は、入学試験準備および実施のため、本学教職員および総長が許可した者を除き、本学構内への立入りおよび残留を禁止する。
2. 本学教職員および1の許可を得たものであっても、午後8時から翌朝7時までの間に本学構内に立入りまたは残留する場合は、総長の特別の許可を要する。
3. 本学入学試験受験者の本学構内への立入りは、次のとおりとする。

3月2日 午前9時から午後5時まで

3月3日から5日まで
午前8時から午後5時まで

昭和48年2月27日

京都大学総長 前田 敏男

- イ. 3月1日から3月4日までの間、午後8時からの夜間立入り・残留の制限を周知させるため、次の放送をした。

(放送)

こちらは京都大学です。

午後8時以後許可なく学内に残留することは禁じられておりますので、いまだに学内に残っている方は、ただちに退去してください。

(2) 集会等入試妨害行為の禁止

3月1日午前7時過ぎ、次の掲示を出して入学試験が支障なく行なわれるよう集会等入試の妨害となる一切の行為を禁止した。

(掲示)

3月1日から5日までの間入学試験準備および実施のため、とくに学内における次の行為を禁じます。

1. 集会を開くこと。
2. マイクを用いて静穏を害すること。
3. デモを行なうこと。
4. その他入学試験を妨害する一切の行為

昭和48年3月1日

京都大学総長 前田 敏男

(3) 警察の警備

ア. 機動隊は、不測の事態にそなえて、3月1日から3月5日までの間、本学周辺で待機した。この間、3月2日正午過ぎ、ロックアウト体制粉碎を主張する一部学生がヘルメットを着用して本部構内に入り、集会、デモなどを行ない、これに対する退去命令に従わなかったため、機動隊により排除された。また、同日午後1時過ぎ、学生数名が入試のために設けられた全学警備本部に押しかけ、総長に話し合いを強要したため、警官により排除された。その際、学生3名が逮捕された。

- イ. 3月3日から始まる入学試験の試験場およびその周辺の安全を確保するため、3月2日は午後10時から翌朝7時まで、3月3日および4日は午後8時過ぎから翌朝7時までの間それぞれ1時間おきに、本部構内、教養部構内および北部構内で夜間パト

ロールが行なわれた。

- (4) 3月5日午後2時頃、次の掲示を出して同日午後4時以降(1)および(2)の措置を解き、同時に学外で待機していた機動隊の警備も解いた。

(掲示)

3月5日午後4時入試業務の完了に伴い、立入禁止および夜間残留制限ならびに集会等の入試妨害行為の禁止など入試実施および準備のためにとった措置を解く。

昭和48年3月5日

京都大学総長 前田 敏男

5. 3月5日の掲示について

3月3日から3月5日まで行なわれた入学試験は無事終了したが、総長は、その後も大学の業務が正常に遂行できるよう部局長会議の意見をきいたうえ、3月5日次の掲示を出した。

(掲示第3号)

しばしば警告したにもかかわらず、最近まで学内においては、封鎖・占拠あるいは大学の業務の妨害などの行為が見られたことは、きわめて遺憾である。

およそ大学においては、自己の意見を主張し、あるいは行動するにさいして、節度あるルールに基づいて意思疎通を行ない、つねに理性的な態度を保持すべきことは、あらためて言うまでもない。このような基本的理解のもとに、大学の本務を正常に遂行するため、特に次のことを強く要望する。

1. 大学の業務を妨害しないこと。
2. 本学施設におけるバリケードの構築または封鎖・占拠を行なわないこと。
3. 暴力行為、器物損壊その他の不法な行為を行なわないこと。

昭和48年3月5日

京都大学総長 前田 敏男

構内立入制限、夜間残留制限等の措置

1. 構内立入禁止

3月1日午前零時から3月6日午前7時までの期間(臨時立入禁止期間)中、学外者の立入禁止および本学関係者の夜間滞留(午後8時よ

り翌朝7時まで)禁止を、次のとおり行なう。

- (1) 臨時立入禁止を実施する区域は、本部、教養部、医学部および薬学部の構内とする。北部構内は、地域的にこのまま実施することが困難であるため、建物については同様に実施し、構内については他構内に準じて実施する。

(2)

ア. 3月1日

本学教職員(本学関係団体の専従職員を含む。以下同じ。)以外は、立入禁止とする。ただし、医学部の学生および大学院生の医学部構内への立入禁止は行なわない。

イ. 3月2日

本学教職員および受験生以外は、立入禁止とする。ただし、医学部の学生および大学院生の医学部構内への立入禁止は行なわない。

受験生には、午前9時より午後5時までの間立入りを許可する。

ウ. 3月3日より3月6日午前7時まで

本学教職員および受験生以外は、立入禁止とする。

受験生の残留時間は、午後5時までとする(その間原則として出入りは認めない)。受験生の父兄など附添者は立入禁止とする。

(3)

ア. 臨時立入禁止期間中に、本学教職員で残留の必要のある者に対しては、部局長が許可証を発行する。

イ. 臨時立入禁止期間中に、本学の学生および大学院生で研究、実験のため、立入り、残留の必要のある者に対しては、学部長、教養部長または研究所長が特別許可証を発行する。

- (4) (2)の措置について、周知徹底するため掲示するとともに、臨時立入禁止期間中は放送する。

(5) 上記のほか、工事関係者など本学にやむを得ない用務のある者の立入りは、その都度部局長の長が許可する。

2. 門の開閉の変更

(1) 本部構内

ア. 3月1日から3月2日まで

正門, 裏門 大門は閉鎖し, 通行は小門とする。

東門, 西門 終日完全閉鎖する。

北門 閉鎖し, 車輛通行の都度開閉する。

イ. 3月3日より3月6日午前7時まで

正門 大門は, 午前8時より同9時までの間および試験終了時より約30分間開き, その他は閉鎖する。この間以外の通行は小門とする。

裏門 午前8時に大門を開き, 同9時に閉鎖する。この間以外の通行は小門とする。

北門 閉鎖し, 車輛通行の都度開閉する。

東門, 西門 終日完全閉鎖する。

(2) 教養部構内

ア. 3月1日から3月2日まで

正門 大門は閉鎖し, 通行は小門とする。

西門 閉鎖し, 車輛通行の都度開閉する。

東南門 終日完全閉鎖する。

イ. 3月3日より3月6日午前7時まで

正門 大門は, 午前8時より同9時までの間および試験終了時より約30分間開き, その他は閉鎖する。この間以外の通行は小門とする。

西門 閉鎖し, 車輛通行の都度開閉する。

東南門 閉鎖し, 理学部の受験生の退出的のため, 3月5日午前10時15分より約30分間臨時開閉する。

ウ. 医学部, 薬学部および北部の構内は, 担当学部において変更することができる。

3. 車輛制限

臨時立入禁止期間中, 本学構内(病院, 西部構内を除く。)に出入りする車輛は, 本学車, 官用車, 本学教職員の車および本学にやむを得ない用務のある車(駐車票交付)に制限する。

○ 本部構内への出入り

3月1日から3月6日午前7時まで
北門(閉鎖しておき, その都度開閉する。)

○ 教養部構内への出入り

3月1日から3月6日午前7時まで
西門(閉鎖しておき, その都度開閉する。)